

— 目 次 —

ヘッドラインニュース…………… 1

第44回 人権・同問題啓発講演会記録…………… 2

「リオ・パラリンピアンから見た共生社会実現への課題」

鈴木 徹 氏

「パラリンピアンから見た職場や社会のあり方」

須藤 正和 氏

コラム 銀行業における CSR を考える …………… 5

第30回「働き方改革と銀行業」

日本総合研究所 理事 創発戦略センター/ESGリサーチセンター 足達 英一郎 氏

全銀協における CSR 活動 …………… 6

***** ヘッドラインニュース *****

米国のパリ協定脱退表明を受け日本がステートメントを発表

6月1日に米国のトランプ大統領がパリ協定から脱退する方針を表明しました。これを受けて、日本は6月2日に「パリ協定の実施に向けての日本の強固な意思」として、以下のようなステートメントを発表しました。

- 1 気候変動問題は国際社会全体が取り組むべきグローバルな課題である。我が国は、先進国がリーダーシップを発揮し、パリ協定を着実に実施していくことが重要であると考えます。
- 2 我が国としては、パリ協定の枠内で米国と協力を重ねたいと考えていたところ、今般米国のトランプ政権がパリ協定からの脱退を表明したことは残念である。
- 3 他方、米国は引き続き世界第2位の温室効果ガス排出国であるとともに、環境分野等においてイノベーションを通じた様々な先進的な技術の導入や取り組み等を行ってきている国でもある。我が国としては、気候変動問題に対処するために米国と協力していく方法を探求するとともに、パリ協定の締約国と同協定の着実な実施を進めることを通じ、この問題に積極的に取り組んでいく。

G20 ハンブルク・サミットが開催される

7月7日から8日にかけて、ドイツのハンブルクでG20サミットが開催され、首脳宣言を採択して、閉幕しました。

首脳宣言のうち、特に気候変動・エネルギー問題については、①パリ協定脱退との米国の決定に留意するとともに、米国は「その他の国々による化石燃料へのよりクリーンで効率的なアクセス及び利用並びに再生可能エネルギー及びその他のクリーン・エネルギー減の普及を支援すべく、これらの国々と緊密に連携するよう努める旨表明」すること、②「そのほかのG20構成国の首脳は、「パリ協定が不可逆的である旨表明」するとともに、「気候変動及びエネルギー行動計画に合意」すること、について言及がありました。

次回のG20サミットは2018年にアルゼンチンで開催される予定です。

認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)の数値目標更新へ

7月5日に開催された「第6回認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議」において、「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」の改定について合意されました。

これに伴い、認知症サポーターの養成目標人数は現行の800万人(2017年度末)から1,200万人(2020年度末)に更新されました。

また、改訂後の新オレンジプランには新たに、「認知症の人と地域で関わる人が多いことが想定される小売業・金融機関・公共交通機関の職員に認知症の理解を深めてもらうため、認知症サポーターについて、周知し、受講を勧めることにより、認知症に気づき、関係機関への速やかな連絡等、連携できる体制整備を進める」旨が追記されました。

当協会においても、9月4日に会員を対象とした認知症サポーター養成講座を開催する予定です。

なお、認知症サポーターについては、2016年度末時点ですでに880万人が養成されています。

平成 29 年 2 月 21 日（火）、鈴木徹氏（陸上競技、リオ 2016 大会まで 5 大会連続入賞）から、「リオ・パラリンピアンから見た共生社会実現への課題」、須藤正和氏（セーリング、過去パラリンピック 3 大会出場）から、「パラリンピアンから見た職場や社会のあり方」をテーマにご講演をいただきました。

その要旨は以下のとおりです。

<第一部>

「リオ・パラリンピアンから見た共生社会実現への課題」 講師：鈴木 徹 氏（陸上競技、リオ大会まで 5 大会連続入賞）

私は義足で高跳びをしている。元々ハンドボールを学生時代にやっていたが、事故により足を失い、その後、陸上を始めてパラリンピックの世界に入った。

障がい者が日本にいる場合と海外にいる場合では、どちらが過ごしやすいと思われるだろうか。おそらくハード面に関しては、日本のほうが整っている。一方で、私がブラジルにリオ 2016 大会の関係で行った時のことだが、義足をむき出しにしてビーチに行くと、必ず声を掛けてくれたのである。「足、どうしたの」「何しているの」と聞かれ、「スポーツをやっている」と答えると、「何のスポーツをやっているの」と、我々に興味を持ってくれる。それは日本ではまず起こらないことである。

日本人はある意味優しいし、誠実に接してくれるが、気を遣われる。何かお話をしたいが、気を遣うところがあり、そこには距離感がある。日本と海外の違いの大きな面は、目線である。日本人が義足を見るとき目線と、海外の人の目線は違う。日本人は「何かしてあげたい」という気持ちがあるのもわかるのだが、「ああ、義足だ」と、少し冷たい目で見られることがある。

日本では、なるべく僕らを外に見せないように見せないようにする。それはすごくありがたいの

だが、逆にそれが、僕らが生活しにくくしてしまっている部分でもあるのではないかと私自身感じている。

自分自身が障がい者になって思うことは、私自身もそうだが、障がいや病気は自分であろうと思ってなった

わけではなく、結果的にそうなった人ばかりだということである。

私自身も、居眠りしようと思って事故をして足を失ったわけでもない。知的障がい者の人でも、先天性の方は、それを持って生まれてきてしまったのである。そこを突ついても、答えは見つからない。私が皆さんにお願いしたいことは、やはり障がいや病気を見るのではなく、その人自身を見てもらいたいということである。私の場合は義足を使っているの、それほど皆さんにご迷惑をお掛けすることはないと思うのだが、知的障がいの人だとか何か行動を起こしてしまったり、皆さんに意地悪をしてしまったりすることもある。それはその人本人がしたいわけではなく、その病気がそうさせているということを理解していただきたいと思っている。

これからは、ダイバーシティということで、いろいろな人がいろいろな場所にいる。外国籍の人も、我々が子供のころは「外人、外人」といじめられたこともあったが、今では陸上界はハーフの選手がたくさん活躍している。今の子供たちは、外国籍の子がいることで、その子たちと交流して、いろいろな文化などを学んでいく。外国籍の子は決していじめられる対象ではなくなっている。

私自身思うのが、やはり子供ではなくて、大人だということである。大人はこれまでの教育や普段の生活で、障がい者に関わってこなかったと思う。今では色々な情報がテレビや新聞に出ている。



パラスポーツもそうだが、まず障がいについて、少しでも興味を持っていただきたい。知らないどうしても解消できない部分が大きい。

いろいろな障がいがある中で、これまでは日本ではおそらく障がいという知覚障がい者の人をメインに捉えてきたことが多かったと思う。今はいろいろな障がい者が我々を含め、周りにたくさんいる。職場に障がい者がいるという人もいらっしやると思う。なるべく、障がいを持った人が「どこができなくて、どこができて、できないところはちょっとこうすればできるのではないか」ということを、少しでも考える時間を増やしていただきたい。

<第二部>

「パラリンピアンから見た職場や社会のあり方」

講師：須藤 正和 氏（セーリング、過去パラリンピック3大会出場）

私は生後 10 ヶ月で、脊髄性小児麻痺、今でいうポリオに罹った。1992 年にヨット競技の世界に入り、1996 年のアトランタ、2000 年のシドニー、そして 2004 年のアテネのパラリンピックに参加した。

2016 年 4 月 1 日、障害者差別解消法が施行された。この法律は障害者基本法の基本理念に沿って、障がいを理由とする差別を解消するための措置について定めた法律で、障がいのある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務付けるもので、この合理的配慮が今までと大きく変わったところだろう。

合理的配慮はどういうことか。障がいの種別、障がいの程度・重さなどがそれぞれ違うので、本人からも確認しないと個別な対応はできないということである。マニュアルだけで、一通りのように扱うことはできないということである。

見た目というのが非常に大事なことであり、アメリカの UCLA の心理学者のアルバート・メラビアンが 1971 年に提唱した「メラビアンの法則」という概念がある。「メラビアンの法則」によると

初対面の人を認識する割合は「見た目、表情、しぐさ、視線」でだいたい 55%が決まってしまう。その人の「声の質、話す速さ、声の大きさ、口調」の聴覚情報がだいたい 38%である。知覚と聴覚の情報を合わせると、93%は見た目で判断しており、だいたい初めて会った人の第一印象が 3 秒から 5 秒で決まってしまうのである。だから私はよく見た目から「かわいそう、何もできない、大変だなあ」と考えられてしまう。

ハード面は、日本は世界の中でもトップだが、ソフト面は実はまだまだである。残念なことに、欧米に比べたら遅れている部分が多く見える。

どういう配慮が一般的に障がいを持っている人に必要なのか。ハード面については、とにかく段差である。年配の人もそうだが、やはり段差のあるところはきつい。段差はできるだけなくしたほうがベターである。どうしても段差のある部分についてはスロープにしていいただきたい。そのスロープにも、ときどき急なスロープでとても上がれそうにないスロープがたくさんあるのだが、車いすにとっては緩やかなスロープがあればと思う。

そしてトイレは、車椅子の入れるスペースがあれば十分である。欧米のトイレは、日本よりサイズの的にとても大きい。入口が大きいので、欧米では私のような車いすでも普通のトイレに入ることができる。日本のトイレは、ドアの幅をもう 10 cm か 15 cm 広げていただければ電動の車いすは難しいが多くの車いすはそのまま普通のトイレを利用できる。そして皆さんの働く事務所については、車いすの動線が確保できれば一番いいのだが、全体が難しければ、その車いすの人が動く周りだけ動きやすくすれば、それで十分なのである。



障がいには個人差もあるので一概には言えない部分もあるが、ニーズのギャップができるのは、やはりコミュニケーションが足りないからでしかない。実際は、利用する人に最終的に聞くのが一番である。

固定概念で、どうしても車いすを見たら、車いすだから、問題なくできるものについても「大変ですね」と言われてしまう。私としては足だけは

障がいがあるから車いすを使っているが、それだけということである。

欧米との違いとして、坂で車いすを見かけたときに、日本の場合は多くの人が、「手を貸したいけど貸していいのかどうか、貸さないほうがいいのかな」などと考えているうちに通り過ぎてしまう。いきなり後ろから車いすを押す人もいるが、実は、これが一番危ない。通常の手押し車は、少し上に角度を付けてあるので、いきなり押すと、場合によっては車いすがそのままひっくり返ってしまう。最近少しずつ増えてきたのは、「押してあげましょうか」と声を掛けてから押すことである。欧米ではどうかと言うと、基本的には何もしてくれない。何もしてくれないのだが、実はひそかに期待をしている。本当に困っている感じにしていたら聞いてくる。こっちが「お願いします」と言ったら、待っていましたという感じで飛んでくる。これが欧米の一般的な人たちである。

バリアフリーがどんどん進めば、障がいを持った人がどんどん一般の社会に出ていき、同じような生活の場面で、皆さんと一緒になる。そして一般の企業の中でも、一般の人のように働くことができれば、また、一般の人が障がい者と多くの接点を持てば、総合的な理解が深まるだろう。今、バリアフリーがどんどん進んできて、障がいを持った人がどんどん街の中に出ていっている。今までは、接する機会がほとんどなく、障がい者の制度は、同じようなコロニーの中、温室の中という制度だったと思う。今は、障害を持っていても1人で生活できるようになったので、社会に出ている。障がい者の人がどんどん社会に出ていくので、一般の人が障がい者との接点が増えれば、障がいに対する理解も深まるだろう。

残念なことなのだが、いまだに日本にいるときは自分が障がいを持っていることをいつも認識させられるが、欧米にいるときは、自分が障がいを持っていることすら忘れてしまうほどである。日本にも、早くその日が来ることを願っている。

(了)

第 30 回「働き方改革と銀行業」

働き方改革に注目が集まる背景

6 月 9 日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針 2017 には、「働き方改革」という用語が 20 回近く登場し、主要キーワードとなった。そこでは「働き方改革」の定義が明瞭になされてはいないが、働き方改革実現会議において取りまとめられた「働き方改革実行計画」に盛り込まれた施策の項目が、主たる内容だと考えられている。

とりわけ、①同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善、②罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正、③テレワーク導入や副業・兼業の促進、④病気治療と仕事、あるいは子育て・介護等と仕事の両立の実現が目玉である。

「働き方改革」は、労働力人口が縮小していくなかで、「就社型」の職種無限定な日本型正社員のあり方をモデルとして、「日本人男性の現役世代」だけを、専らわが国企業の中核労働力として位置づけることが、立ち行かなくなっている現実を改めて問題提起した。多様な人材の活躍、とりわけ、女性活躍には育児・家事の男女シェアが不可欠であり、定時退社が基本となるという認識に立って、特に「同一労働同一賃金の実現」および「罰則付き残業上限導入による長時間労働是正」の 2 項目について、兼ねてからの懸案であったテーマに正面から取り組んだことは「画期的」と評価されている。

銀行業の直面する状況

「働き方改革」の問題提起は、銀行業の置かれている状況にも、多くが当てはまる。「就社型」の職種無限定な日本型正社員のあり方をモデルとして、「日本人男性の現役世代」を、中核労働力として位置づけてきた点では、銀行業はその典型だろう。「職種無限定・高賃金」正社員の存在の一方で、非正規雇用も拡大させていった結果、人手不足による操業停止などは顕在化していないものの、付加価値生産性は欧米の金融機関と比べて

低い水準である状況が見て取れる。非正規社員を含む全ての社員の技能形成や専門性確立などの能力開発に取り組む動機や余裕が希薄となり、組織全体の付加価値生産性改善の糸口すら探しあぐねているようにも見える。こうした閉塞状況を、抜本的な働き方改革によって、打破できるかが銀行業に問われているのだといえよう。

取組みの普及と連携を

銀行業では、専門職種となるジョブポストの認定や例外的な処遇実現など、働き方改革の先駆けとなる実績が、過去になかったわけではない。

「輝く女性の活躍を加速する地銀頭取の会」では、各行の女性活躍の様々な類型を網羅したロールモデルブック作りをおこなっている。また、2015 年 4 月には、64 行の地銀が連携し「地銀人材バンク」の創設が実現した。その仕組みは、ある地銀で退職者が出たとき、その退職者が属する銀行から転居先の銀行に受け入れ可能かを打診し、可能であれば紹介元銀行が紹介シートや履歴書を紹介先銀行に送付して、採用の可否が決定される、というものである。基本的には女性行員を想定しているが、今後は親の介護のために転居を余儀なくされるケースも展望するという。

ただ、こうした取り組みが、全ての社員の意欲と能力のアップに結び付くか否かが鍵である。労働時間短縮と企業業績向上との両立は困難という冷めた声もあるが、これは社員の意欲と能力はいま以上には変わらないと捉える帰結に他ならない。こうした考えを捨てない限り「AI やフィンテックで仕事がなくなる」という言説は現実になるだろう。「働き方改革」は CSR の一環であるが、CSR 以上の意味を持っている。

◆執筆者ご紹介◆

足達 英一郎(あだち えいいちろう)氏

日本総合研究所 理事。昭和 61 年 一橋大学経済学部卒業。環境や CSR 経営の視点から見た産業調査、企業分析の分野が専門。

全銀協におけるCSR活動

1. 金融経済教育活動

(1) 平成 29 年度「金融経済教育研究指定校」を決定

今般、平成 29 年度の「金融経済教育研究指定校」について、神奈川県教育委員会、静岡県教育委員会、広島県教育委員会から 6 校の指定校を決定しました。

「金融経済教育研究指定校制度」は、平成 22 年度から金融経済教育活動の一環として実施している取り組みであり、全銀協の金融経済教育に関する活動をより充実・発展させるため、金融経済教育活動に特に力を入れている中学校・高等学校を研究指定校として選定し、教材・講師派遣・職場見学等のツールの提供および研究費の助成を通じて、より実践的な授業支援を行うものです。

今年度の研究指定校は下表のとおりです。

【平成 29 年度研究指定校】

	教育委員会	研究指定校
1	神奈川県教育委員会	◆神奈川県立湘南台高等学校 ◆神奈川県立新城高等学校
2	静岡県教育委員会	◆静岡県立静岡商業高等学校 ◆静岡県立焼津中央高等学校
3	広島県教育委員会	◆広島県立尾道商業高等学校 ◆広島県立広高等学校

(<https://www.zenginkyo.or.jp/education/support/support01/>)

(2) 高校生による「振り込め詐欺等防止啓発活動」の実施報告書の公表について

5 月 24 日、平成 28 年度の「振り込め詐欺等防止啓発活動実施校」を委嘱した埼玉県立越谷総合技術高等学校の取り組み内容をまとめた実施報告書を公表しました。

この取り組みは、振り込め詐欺等の被害が身近な問題であると捉え、生徒自身が考えた地元地域で実践できる「振り込め詐欺等防止啓発活動」を計画・実行・評価・発表していくなかで、生徒による社会貢献活動と、ひいては地域における「振り込め詐欺等防止啓発活動」の自立的な広がりを期待したものです。28 年度は、同校生徒が主体とな

って、マスコットキャラクターをはじめとした啓発グッズの制作や、地元地域での発表等、幅広い活動が行われました。

(3) 「全国銀行金融教育活動 MAP」を更新

3 月 29 日、会員各行の金融経済教育に対する取り組みを紹介する Web コンテンツ「全国銀行金融教育活動 MAP」を更新しました。

会員各行の具体的な金融経済教育の取り組みについて、銀行別・地域別・取り組み内容別（講師派遣、銀行見学、教員支援、学校連携、就業体験、教材提供、イベント、その他）に確認することができます。

なお、本年は計 104 行の取り組みを紹介しています。



(www.zenginkyo.or.jp/education/map/)

2. 金融犯罪防止への取り組み

○ 百貨店と連携した「銀行協会(職員)を騙る詐欺」に係る消費者向け注意喚起施策を実施

昨今、百貨店社員および銀行協会職員を騙る詐欺が多数発生しているとの情報が寄せられていることから、百貨店と連携した「銀行協会(職員)を騙る詐欺」に係る消費者向け注意喚起施策を実施しています。

具体的には、百貨店の店内放送で注意喚起を行っていただいているほか、全銀協で作成した注意喚起チラシの百貨店通販カタログ冊子への折り込みの実施、百貨店内での注意喚起ポスターの掲示などです。

【発行】



一般社団法人
全国銀行協会

〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-6-1

TEL 03-6262-6700 www.zenginkyo.or.jp/

掲載内容の印刷物・ウェブ上での無断複製・転載はご遠慮ください。